

介護老人保健施設 自己点検表

点検年月日	令和 6 年 4 月 1日
事業所番号	2552380020
事業所名	介護老人保健施設ケアセンターこうせい
担当者職・氏名	事務長 横山寛和

<記入について>

- 指定介護保険事業者として守るべき最低基準を掲げています。確認をする際には、関係法令等も併せて参照してください。
- 「基準の概要」欄の内容が実施できているかを確認して、「適否」欄に○または×を記入してください。

<その他>

1) 「根拠」欄に掲げている法令等は以下のとおりです

- ・介護保険法（平成9年法律第123号）
- ・介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）
- ◇介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）＝（この点検表において「指定基準」という。）
- ☆介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について（平成12年老企第44号）＝（この点検表において「基準通知」という。）
- ・滋賀県介護保険法に基づく介護老人保健施設の施設、従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例（平成25年滋賀県条例第18号）＝（この点検表において「基準条例」という。）

2) その他

- この自己点検表は、事業者自らが指定基準等の遵守状況を確認し、提供するサービスの質を確保するとともに、事業運営の改善等を図ることを目的に作成していただくものです。
- 実地指導や指定の更新等の際に提出していただくことがあります。

I 基本方針

基準の概要	根拠	適否	備考 (確認資料等)
<p>1-1. 基本方針（ユニット型を除く）</p> <p>一 施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることとともに、その者の居宅における生活への復帰を目指しているか。</p>	指定基準第1条の2第1項	○	
<p>二 入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ってサービスを提供するように努めているか。</p>	指定基準第1条の2第2項	○	
<p>三 明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p>	指定基準第1条の2第3項	○	
<p>四 入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。 ※令和6年3月31日までは努力義務</p>	指定基準第1条の2第4項	○	
<p>五 介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</p>	指定基準第1条の2第5項	○	
<p>1-2. 基本方針（ユニット型）</p> <p>一 入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しているか。</p>	指定基準第40条第1項		
<p>二 地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p>	指定基準第40条第2項		

<p>三 入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p> <p>※令和6年3月31日までは努力義務</p>	<p>指定基準第40条第3項</p>		
<p>四 介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</p>	<p>指定基準第40条第4項</p>		

II 人員基準の概要

基準の概要	根拠	適否	備考 (確認資料等)
<p>1 従業者の員数</p> <p>一 従業者の員数を次のとおり置いているか。</p> <p>① 医師 常勤換算方法で、入所者の数を100で除して得た数以上 ※ 常勤の医師が1名以上配置されているか。</p>	<p>指定基準第2条第1項 基準通知第2の1</p>	○	
<p>② 薬剤師 介護老人保健施設の実情に応じた適当数 ※ 入所者の数を300で除した数以上が標準</p>	<p>指定基準第2条第1項 基準通知第2の2</p>	○	
<p>③ 看護師若しくは准看護師(以下「看護職員」という。)又は介護職員(以下「看護・介護職員」という。) 常勤換算方法で、入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上(看護職員の員数は看護・介護職員の総数の7分の2程度を、介護職員の員数は看護・介護職員の総数の7分の5程度をそれぞれ標準とする。)</p> <p>※ 看護・介護職員は当該施設の常勤職員である必要があるが、業務の繁忙時に多数の職員を配置する等により業務の円滑化が図られる場合及び看護・介護職員が当該介護老人保健施設に併設される介護サービス事業所の職務に従事する場合は、次の2つの条件を満たす場合に限り、一部非常勤職員を充ててもよい。</p> <p>ア 常勤職員である看護・介護職員が上記により算定される員数の7割程度確保されている。</p> <p>イ 常勤職員に代えて非常勤職員を充てる場合の勤務時間数が常勤職員を充てる場合の勤務時間数以上。</p> <p>また、併設事業所の職務に従事する場合は、当該介護老人保健施設において勤務する時間が勤務計画表によって管理されていなければならない。介護老人保健施設の看護・介護職員の常勤換算方法における勤務延時間に、併設事業所の職務に従事する時間は含まれないものであること。</p>	<p>指定基準第2条第1項 基準通知第2の3</p>	○	

基準の概要	根拠	適否	備考 (確認資料等)
<p>④ 支援相談員 1以上（入所者の数が100を超える場合にあつては、常勤の支援相談員に加え、常勤換算方法で、100を超える部分を100で除して得た数以上。）</p>	<p>指定基準第2条第1項</p>	○	
<p>⑤ 理学療法士、作業療法士または言語聴覚士 常勤換算方法で、入所者の数を100で除して得た数以上 ※ 介護老人保健施設の入所者に対するサービス提供時間帯以外の時間において指定訪問リハビリテーションのサービス提供にあたることは差し支えない。ただし、常勤換算方法における勤務時間数に、指定訪問リハビリテーションに従事した勤務時間は含まれない。</p>	<p>指定基準第2条第1項 基準通知第2の5</p>	○	
<p>⑥ 栄養士または管理栄養士 入所定員100以上の介護老人保健施設にあつては、1以上</p>	<p>指定基準第2条第1項</p>	○	
<p>⑦ 介護支援専門員 1以上（入所者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。） ※ その業務に専ら従事する常勤の者を1名以上配置</p>	<p>指定基準第2条第1項 基準通知第2の7</p>	○	
<p>⑧ 調理員、事務員その他の従業者 介護老人保健施設の実情に応じた適当数</p>	<p>指定基準第2条第1項</p>	○	
<p>二 置くべき従業員の数を出すために用いる入所者の数は、前年度の平均値としているか。</p>	<p>指定基準第2条第2項</p>	○	
<p>三 従業者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する者であるか。 ユニット型施設と従来型施設を併設している場合、介護職員を両施設に兼務させていないか。</p>	<p>指定基準第2条第4項</p>	○	
<p>四 介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者であるか（ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、当該介護老人保健施設の他の職務に従事することができ、介護支援専門員が次項に規定する本体施設に従事する場合であつて、当該本体施設の入所者の処遇に支障がない場合には、次項に規定するサテライト型小規模介護老人保健施設の職務に従事することができる。）。</p>	<p>指定基準第2条第5項</p>	○	

Ⅲ 施設及び設備基準

基準の概要	根拠	適否	備考 (確認資料等)
<p>2-1 施設（ユニットを除く）</p> <p>一 次に掲げる施設を有しているか。</p> <p>療養室 診察室 機能訓練室 談話室 食堂 浴室 レクリエーション・ルーム 洗面所 便所 サービス・ステーション 調理室 洗濯室又は洗濯場 汚物処理室</p>	指定基準第3条第1項	○	
<p>二 設備の基準は、次のとおりとなっているか。</p> <p>① 療養室</p> <p>イ 1の居室の定員は、4人以下であるか。</p> <p>ロ 入所者1人当たりの床面積は、8㎡以上あるか。</p> <p>ハ 地階に設けていないか。</p> <p>ニ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けられているか。</p> <p>ホ 寝台又はこれに代わる設備を備えているか。</p> <p>ヘ 入所者の身の回り品を保管することができる設備を備えているか。</p> <p>ト ナース・コールを設けているか。</p>	指定基準第3条第2項	○	
<p>② 機能訓練室</p> <p>1㎡に入所定員数を乗じて得た面積以上の面積を有し、必要な器械・器具を備えているか。</p>		○	
<p>③ 談話室</p> <p>入所者同士や入所者とその家族が談話を楽しめる広さを有しているか。</p>		○	

基準の概要	根拠	適否	備考 (確認資料等)
<p>④ 食堂 2㎡に入所定員数を乗じて得た面積以上の面積を有しているか。 (経過措置) みなし介護老人保健施設であって、平成4年9月30日以前に老人保健施設として開設されたものについては、1㎡に入所定員数を乗じて得た面積以上の面積を有しているか。</p>	平11厚令40附則第5条	○	
<p>⑤ 浴室 イ 身体の不自由な者が入浴するのに適したものであるか。 ロ 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けているか。</p>		○	
<p>⑥ レクリエーション・ルーム レクリエーションを行うために十分な広さを有し、必要な設備を備えているか。</p>		○	
<p>⑦ 洗面所 療養室のある階ごとに設けられているか。</p>		○	
<p>⑧ 便所 イ 療養室のある階ごとに設けられているか。 ロ ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとなっているか。 ハ 常夜灯を設けているか。</p>		○	
<p>三 一の各号に掲げる施設は、専ら当該介護老人保健施設の用に供するものとなっているか。(入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。) ※ 介護老人保健施設と病院、診療所(医療機関併設型小規模介護老人保健施設を除く。)又は介護医療院、指定介護老人福祉施設等の社会福祉施設等とが併設される場合には、一定の条件の下、療養室及び診察室を除く施設の共用は可</p>	指定基準第3条第3項 基準通知第3の2(1)③	○	

基準の概要	根拠	適否	備考 (確認資料等)
<p>構造設備の基準</p> <p>一 介護老人保健施設の建物(入所者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。)であるか。</p> <p>(ただし、療養室その他の入所者の療養生活に充てられる施設(以下「療養室等」という。)を2階以上の階及び地階のいずれにも設けていない介護老人保健施設の建物は、準耐火建築物(同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。)とすることができる。)</p>	指定基準第4条	○	
<p>二 療養室等が2階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ一以上設けているか。</p> <p>(経過措置)</p> <p>みなし介護老人保健施設であって、老人保健施設の施設及び設備、人員並びに運営に関する基準(昭和63年厚生省令第1号)附則第3条の規定の適用を受け、この省令の施行の際老人保健施設として開設していたものの構造設備については、エレベーターの設置を義務づけていない。</p>	平11厚令40附則第6条 基準通知第3の4(3)	○	
<p>三 療養室等が3階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段を2以上設けているか。(ただし、前号に規定する直通階段を建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項に規定する避難階段としての構造とする場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。)</p>		○	
<p>四 階段には、手すりが設けられているか。</p>		○	
<p>五 廊下の構造は、次のとおりとなっているか。</p> <p>イ 幅は、1.8m以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7m以上とすること。</p> <p>(経過措置)</p> <p>みなし介護老人保健施設であって、老人保健施設基準附則第2条第1項の規定の適用を受け、この省令の施行の際老人保健施設として平成12年1月19日までに開設していたものの構造設備については、上記の廊下幅の適用はしない。</p> <p>ロ 手すりを設けること。</p> <p>ハ 常夜灯を設けること。</p>	平11厚令40附則第7条 基準通知第3の4(4)	○	

基準の概要	根拠	適否	備考 (確認資料等)
六 入所者に対する介護保健施設サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えているか。		○	
七 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けているか。		○	
<p>2-2 施設（ユニット型）</p> <p>一 次に掲げる施設を有しているか。</p> <p>ユニット 診察室 機能訓練室 浴室 サービス・ステーション 調理室 洗濯室又は洗濯場 汚物処理室</p>	指定基準第41条第1項		
<p>二 設備の基準は、次のとおりとなっているか。</p> <p>① ユニット</p> <p>イ 療養室</p> <p>(1) 1の療養室の定員は、1人とすること。ただし、入居者への介護保健施設サービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。</p> <p>(2) 療養室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、1のユニットの入居定員は、おおむね10人以下としなければならない。</p> <p>(3) 1の療養室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。</p> <p>(i) 10.65㎡以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあっては、21.3㎡以上とすること。</p>	指定基準第41条第2項		

基準の概要	根拠	適否	備考 (確認資料等)
<p>(ii) ユニットに属さない療養室を改修したものについては、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、療養室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。 (経過措置) 平成17年10月1日に現に存する施設（建築中のものを含む。）が同日において現に有しているユニット（同日以降に増築または改築されたものを除く。）にあつては、10.65㎡以上を標準（入居者へのサービス提供上必要と認められる場合に2人部屋とするときは21.3㎡以上を標準）とするものであれば足りる。</p> <p>(4) 地階に設けてはならないこと。</p> <p>(5) 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。</p> <p>(6) 寝台又はこれに代わる設備を備えること。</p> <p>(7) 入居者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。</p> <p>(8) ナース・コールを設けること。</p>	<p>平17厚労令139附則第5条 基準通知第5の3 (2)㉔ホb</p>		
<p>ロ 共同生活室</p> <p>(1) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有しているか。</p> <p>(2) 1の共同生活室の床面積は、2㎡に当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準としているか。 (経過措置) 平成17年10月1日に現に存する施設（建築中のものを含む。）が同日において現に有しているユニット（同日以降に改築されたものを除く。）にあつては、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さがあればよい。</p> <p>(3) 必要な設備及び備品を備えているか。</p>	<p>平17厚労令139附則第5条第2項 基準通知第5の3 (2)㉕ロ</p>		

基準の概要	根拠	適否	備考 (確認資料等)
<p>ハ 洗面所</p> <p>(1) 療養室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けているか。</p> <p>(2) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとしているか。</p>			
<p>ニ 便所</p> <p>(1) 療養室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けているか。</p> <p>(2) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとしているか。</p> <p>(3) 常夜灯を設けているか。</p>			
<p>② 機能訓練室</p> <p>1㎡に入所定員数を乗じて得た面積以上の面積を有し、必要な器械・器具を備えているか。ただし、ユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設又はユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設の場合は、機能訓練室は40㎡以上の面積を有し、必要な機器・器具を備えていればよい。</p>			
<p>③ 浴室</p> <p>イ 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとしているか。</p> <p>ロ 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けているか。</p>			
<p>三 前項②、③に掲げる施設は、専ら当該介護老人保健施設の用に供するものとなっているか。(入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。)</p>	指定基準第41条第3項		
<p>四 構造設備の基準</p> <p>① ユニット型介護老人保健施設の建物(入居者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、耐火建築物であるか。ただし、療養室等を2階以上の階及び地階のいずれにも設けていないユニット型介護老人保健施設の建物は、準耐火建築物とすることができる。</p>	指定基準第41条第4項		
<p>② 療養室等が2階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けているか。</p>			

基準の概要	根拠	適否	備考 (確認資料等)
<p>③ 療養室等が3階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段を2以上設けているか。ただし、前号に規定する直通階段を建築基準法施行令第123条第1項に規定する避難階段としての構造とする場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。</p>			
<p>④ 階段には、手すりが設けられているか。</p>			
<p>⑤ 廊下の構造は、次のとおりとなっているか。</p> <p>イ 幅は、1.8m以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7m以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5m以上(中廊下にあっては、1.8m以上)として差し支えない。</p> <p>ロ 手すりを設けること。</p> <p>ハ 常夜灯を設けること。</p>			
<p>⑥ 入所者に対する介護保健施設サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えているか。</p>			
<p>⑦ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けているか。</p>			

IV 運営基準の概要

基準の概要	根拠	適否	備考 (確認資料等)
<p>1 内容及び手続の説明及び同意</p> <p>サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について入所申込者の同意を得ているか。</p>	指定基準第5条第1項	○	
<p>2 提供拒否の禁止</p> <p>正当な理由なくサービスの提供を拒んでいないか。</p>	指定基準第5条の2	○	
<p>3 サービス提供困難時の対応</p> <p>入所申込者の病状等を勘案し、入所申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院若しくは診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じているか。</p>	指定基準第5条の3	○	
<p>4 受給資格等の確認</p> <p>一 サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。</p>	指定基準第6条第1項	○	
<p>二 被保険者証に法第73条第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、サービスを提供するように努めているか。</p>	指定基準第6条第2項	○	
<p>5 要介護認定の申請に係る援助</p> <p>一 入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p>	指定基準第7条第1項	○	
<p>二 要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行っているか。</p>	指定基準第7条第2項	○	
<p>6 入退所</p> <p>一 心身の状況及び病状並びにその置かれている環境に照らし看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等が必要であると認められる者を対象に、サービスが提供されているか。</p>	指定基準第8条第1項	○	

基準の概要	根拠	適否	備考 (確認資料等)
<p>二 入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超えている場合には、医学的管理の下における介護及び機能訓練の必要性を勘案し、介護保健施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させているか。</p>	指定基準第8条第2項	○	
<p>三 入所申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めているか。</p>	指定基準第8条第3項	○	
<p>四 入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、その内容等を記録しているか。</p>	指定基準第8条第4項	○	
<p>五 上記四の検討に当たっては、医師、薬剤師、看護・介護職員、支援相談員、介護支援専門員等の従業者の間で協議しているか。</p>	指定基準第8条第5項	○	
<p>六 入所者の退所に際しては、その者又はその家族に対し適切な指導を行うとともに、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、退所後の主治の医師に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p>	指定基準第8条第6項	○	
<p>7 サービスの提供の記録 一 入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載しているか。</p>	指定基準第9条第1項	○	
<p>二 サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しているか。</p> <p>※当該記録は、2年間保存しなければならない。</p>	指定基準第9条第2項	○	

基準の概要	根拠	適否	備考 (確認資料等)
<p>8 利用料等の受領 (ユニット型でない場合)</p> <p>一 1 法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、入所者から利用料の一部として、当該サービスについて厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額から当該介護老人保健施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。</p>	指定基準第11条第1項	○	
<p>(ユニット型の場合)</p> <p>一 2 ユニット型介護老人保健施設は、法定代理受領サービスに該当する介護保健施設サービスを提供した際には、入居者から利用料の一部として、施設サービス費用基準額から当該ユニット型介護老人保健施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。</p>	指定基準第42条第1項		
<p>二 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際に入所者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。</p>	指定基準第11条第2項 指定基準第42条第2項	○	
<p>三 介護老人保健施設は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額以外の支払を受けていないか。</p> <p>① 食事の提供に要する費用 特定入所者介護サービス費が、入所者に支給された場合は食費の基準費用額を、入所者に代わり当該介護老人保健施設に支払われた場合は食費の負担限度額を限度とする。</p> <p>② 居住に要する費用 特定入所者介護サービス費が、入所者に支給された場合は居住費の基準費用額を、入所者に代わり当該介護老人保健施設に支払われた場合は居住費の負担限度額を限度とする。</p> <p>③ 厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p>	指定基準第11条第3項 指定基準第42条第3項	○	

基準の概要	根拠	適否	備考 (確認資料等)
<p>④ 厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>⑤ 理美容代</p> <p>⑥ 上記①から⑤のほか、介護保健施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所者に負担させることが適当と認められるもの</p>			
<p>四 上記①から④までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによっているか。</p>	<p>指定基準第11条第4項 指定基準第42条第4項</p>	○	
<p>五 上記三に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得ているか。ただし、上記三の①から④までに掲げる費用については文書で同意をとっているか。</p>	<p>指定基準第11条第5項 指定基準第42条第5項</p>	○	
<p>9 保険給付の請求のための証明書の交付 法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した介護保健施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付しているか。</p>	<p>指定基準第12条</p>	○	
<p>10-1 サービスの取扱方針 (ユニット型でない場合) 一 施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に依じて、その者の療養を妥当適切に行っているか。</p>	<p>指定基準第13条第1項</p>	○	
<p>二 サービスは、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行っているか。</p>	<p>指定基準第13条第2項</p>	○	
<p>三 従業者は、介護保健施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。</p>	<p>指定基準第13条第3項</p>	○	

基準の概要	根拠	適否	備考 (確認資料等)
<p>四 介護保健施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行っていないか。</p>	指定基準第13条第4項	○	
<p>五 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。</p>	指定基準第13条第5項	○	
<p>六 介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>1 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>※ 上記「身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」とは、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会であり、幅広い職種（例えば、施設長（管理者）、事務長、医師、看護職員、介護職員、支援相談員）により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の身体的拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくことが必要である。</p> <p>なお、身体的拘束適正化検討委員会は、運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、事故防止委員会及び感染対策委員会については、関係する職種等が身体的拘束適正化検討委員会と相互に関係が深いと認められることから、これと一体的に設置・運営することも差し支えない。身体的拘束適正化検討委員会の責任者はケア全般の責任者であることが望ましい。また、身体的拘束適正化検討委員会には、第三者や専門家を活用することが望ましく、その方策として、精神科専門医等の専門医の活用等が考えられる。</p> <p>介護老人保健施設が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体的拘束等の適正化について、施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。</p> <p>具体的には、次のようなことを想定している。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 身体的拘束等について報告するための様式を整備すること。 ② 介護職員その他の従業者は、身体的拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、①の様式に従い、身体的拘束等について報告すること。 ③ 身体的拘束適正化検討委員会において、②により報告された事例を集計し、分析すること。 ④ 事例の分析に当たっては、身体的拘束等の発生時の状況等を分析し、身体的拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。 ⑤ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。 ⑥ 適正化策を講じた後に、その効果について評価すること。 	<p>指定基準第13条第6項第1号</p> <p>基準通知第4の10(3)</p>	○	

基準の概要	根拠	適否	備考 (確認資料等)
<p>2 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p> <p>※ 「身体的拘束等の適正化のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。</p> <p>① 施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方 ② 身体的拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項 ③ 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針 ④ 施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針 ⑤ 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針 ⑥ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 ⑦ その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針</p> <p>3 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</p> <p>※ 介護職員その他の従業者に対する身体的拘束等の適正化のための研修の内容としては、身体的拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該介護老人保健施設における指針に基づき、適正化の徹底を行うものとする。</p> <p>職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該介護老人保健施設が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年2回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず身体的拘束適正化の研修を実施することが重要である。</p> <p>また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、職員研修施設内での研修で差し支えない。</p>	<p>指定基準第13条 第6項第2号 基準通知第4の10 (4)</p> <p>指定基準第13条 第6項第3号 基準通知第4の10 (5)</p>	○	
<p>七 自らその提供する介護保健施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p>	<p>指定基準第13条第7項</p>	○	
<p>10-2 サービスの取扱方針 (ユニット型の場合)</p> <p>一 入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われているか。</p> <p>二 各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われているか。</p> <p>三 入居者のプライバシーの確保に配慮して行われているか。</p> <p>四 入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われているか。</p> <p>五 従業者は、介護保健施設サービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。</p> <p>六 介護保健施設サービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていないか。</p>	<p>指定基準第43条第1項</p> <p>指定基準第43条第2項</p> <p>指定基準第43条第3項</p> <p>指定基準第43条第4項</p> <p>指定基準第43条第5項</p> <p>指定基準第43条第6項</p>		

基準の概要	根拠	適否	備考 (確認資料等)
七 前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。	指定基準第43条第7項		
八 ユニット型介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。 1 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 2 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 3 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。	指定基準第43条第8項		
九 ユニット型介護老人保健施設は、自らその提供する介護保健施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	指定基準第43条第9項		
11 施設サービス計画の作成 一 管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させているか。	指定基準第14条第1項		
二 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置付けるよう努めているか。	指定基準第14条第2項		
三 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しているか。	指定基準第14条第3項		
四 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、入所者及びその家族に面接して行っているか。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ているか。	指定基準第14条第4項		

基準の概要	根拠	適否	備考 (確認資料等)
<p>五 計画担当介護支援専門員は、入所者の希望及び入所者についてのアセスメントの結果及び医師の治療の方針に基づき、入所者の家族の希望を勘案して、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しているか。</p>	指定基準第14条第5項		
<p>六 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めているか。</p>	指定基準第14条第6項		
<p>七 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得ているか。</p>	指定基準第14条第7項		
<p>八 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入所者に交付しているか。</p>	指定基準第14条第8項		
<p>九 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握（入所者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行っているか。</p>	指定基準第14条第9項		
<p>十 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。</p> <p>① 定期的に入所者に面接すること。</p> <p>② 定期的にモニタリングの結果を記録すること。</p>	指定基準第14条第10項		
<p>十一 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めているか。</p> <p>① 入所者が要介護更新認定を受けた場合</p> <p>② 入所者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合</p>	指定基準第14条第11項		

基準の概要	根拠	適否	備考 (確認資料等)
十二 二から八までの規定は、九に規定する施設サービス計画の変更について準用しているか。	指定基準第14条第12項		
12 診療の方針 医師の診療の方針は、次に掲げるところによっているか。 ① 診療は、一般に医師として必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行う。 ② 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、入所者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行う。 ③ 常に入所者の病状、心身の状況及びその置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、適切な指導を行う。 ④ 検査、投薬、注射、処置等は、入所者の病状に照らして妥当適切に行う。 ⑤ 特殊な療法又は新しい療法等については、別に厚生労働大臣が定めるもののほか行ってはならない。 ⑥ 別に厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を入所者に施用し、又は処方してはならない。	指定基準第15条	○	
13 必要な医療の提供が困難な場合等の措置等 一 介護老人保健施設の医師は、入所者の病状からみて当該介護老人保健施設において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、協力病院その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の往診を求める等診療について適切な措置を講じているか。	指定基準第16条第1項	○	
二 介護老人保健施設の医師は、不必要に入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させていないか。	指定基準第16条第2項	○	
三 介護老人保健施設の医師は、入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させる場合には、当該病院又は診療所の医師又は歯科医師に対し、当該入所者の診療状況に関する情報の提供を行っているか。	指定基準第16条第3項	○	

基準の概要	根拠	適否	備考 (確認資料等)
<p>四 介護老人保健施設の医師は、入所者が往診を受けた医師若しくは歯科医師又は入所者が通院した病院若しくは診療所の医師若しくは歯科医師から当該入所者の療養上必要な情報の提供を受け、その情報により適切な診療を行っているか。</p>	指定基準第16条第4項	○	
<p>14 機能訓練 入所者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを計画的に行っているか。</p>	指定基準第17条	○	
<p>15 栄養管理 一 入所者の栄養状態の維持および改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行っているか。 ※令和6年3月31日までは努力義務</p>	指定基準第17条の2	○	
<p>16 口腔衛生の管理 一 入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行っているか。 ※令和6年3月31日までは努力義務</p>	指定基準第17条の3	○	
<p>17-1 看護及び医学的管理の下における介護 (ユニット型を除く) 一 看護及び医学的管理の下における介護は、入所者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、入所者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行っているか。</p>	指定基準第18条第1項	○	
<p>二 1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきしているか。</p>	指定基準第18条第2項	○	
<p>三 入所者の病状及びその心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行っているか。</p>	指定基準第18条第3項	○	

四 おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えているか。	指定基準第18条第4項	○	
五 褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しているか。	指定基準第18条第5項	○	
六 入所者に対し、前各項に定めるほか、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行っているか。	指定基準第18条第6項	○	
七 入所者に対し、その負担により、当該介護老人保健施設の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせていないか。	指定基準第18条第7項	○	
17-2 看護及び医学的管理の下における介護 (ユニット型)			
一 看護及び医学的管理の下における介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の病状及び心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われているか。	指定基準第44条第1項		
二 入居者の日常生活における家事を、入居者が、その病状及び心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しているか。	指定基準第44条第2項		
三 入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しているか。(やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。)	指定基準第44条第3項		
四 入居者の病状及び心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行っているか。	指定基準第44条第4項		
五 おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えているか。	指定基準第44条第5項		
六 褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しているか。	指定基準第44条第6項		
七 前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しているか。	指定基準第44条第7項		

<p>八 入居者に対し、その負担により、当該ユニット型介護老人保健施設の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせていないか。</p>	<p>指定基準第44条第8項</p>		
<p>18-1 食事 (ユニット型を除く) 一 栄養並びに入所者の身体の状況、病状及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に提供しているか。</p>	<p>指定基準第19条第1項</p>	<p>○</p>	

基準の概要	根拠	適否	備考 (確認資料等)
二 その者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めているか。	指定基準第19条第2項	○	
18-2 食事 (ユニット型)	指定基準第45条第1項		
一 栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しているか。			
二 入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行っているか。	指定基準第45条第2項		
三 入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保しているか。	指定基準第45条第3項		
四 入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を摂ることを支援しているか。	指定基準第45条第4項		
19 相談及び援助 常に入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。	指定基準第20条	○	
20-1 その他のサービスの提供 (ユニット型を除く)	指定基準第21条第1項	○	
一 適宜入所者のためのレクリエーション行事を行うよう努めているか。			
二 常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。	指定基準第21条第2項	○	

基準の概要	根拠	適否	備考 (確認資料等)
20-2 その他のサービスの提供 (ユニット型) 一 入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しているか。	指定基準第46条第1項		
二 常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。	指定基準第46条第2項		
21 入所者に関する市町村への通知 入所者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 ① 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 ② 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	指定基準第22条	○	
22 管理者による管理 管理者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する常勤の者であるか。(ただし、当該介護老人保健施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等又は当該介護老人保健施設のサテライト型小規模介護老人保健施設の職務に従事することができる。)	指定基準第23条	○	
23 管理者の責務 一 管理者は、当該介護老人保健施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。	指定基準第24条第1項	○	
二 管理者は、従業者に指定基準第四章運営に関する基準の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。	指定基準第24条第2項	○	

基準の概要	根拠	適否	備考 (確認資料等)
<p>24 計画担当介護支援専門員の責務</p> <p>計画担当介護支援専門員は、11に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行っているか。</p> <p>① 入所申込者の入所に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。</p> <p>② 入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討すること。</p> <p>③ 入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。</p> <p>④ 苦情の内容等を記録すること。</p> <p>⑤ 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。</p>	指定基準第24条の2	○	
<p>25-1 運営規程 (ユニット型を除く)</p> <p>次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めているか。</p> <p>① 施設の目的及び運営の方針</p> <p>② 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>③ 入所定員</p> <p>④ 入所者に対する介護保健施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>⑤ 施設の利用に当たっての留意事項</p> <p>⑥ 非常災害対策</p> <p>⑦ 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>⑧ その他施設の運営に関する重要事項</p>	指定基準第25条	○	
<p>25-2 運営規程 (ユニット型)</p> <p>次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めているか。</p> <p>① 施設の目的及び運営の方針</p> <p>② 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>③ 入居定員</p> <p>④ ユニットの数及びユニットごとの入居定員</p> <p>⑤ 入居者に対する介護保健施設サービスの内容及び利</p>	指定基準第47条		

基準の概要	根拠	適否	備考 (確認資料等)
用料その他の費用の額 ⑥ 施設の利用に当たっての留意事項 ⑦ 非常災害対策 ⑧ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑨ その他施設の運営に関する重要事項			
26-1 勤務体制の確保等 (ユニット型を除く) 一 入所者に対し、適切なサービスを提供できるよう、従業員の勤務の体制を定めているか。	指定基準第26条第1項	○	
二 当該介護老人保健施設の従業者によってサービスを提供しているか。(ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。)	指定基準第26条第2項	○	
三 従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しているか。 その際、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるための措置を講じているか。 ※令和6年3月31日までは努力義務	指定基準第26条第3項	○	
四 適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。	指定基準第26条第4項	○	
26-2 勤務体制の確保等 (ユニット型) 一 入所者に対し、適切なサービスを提供することができるよう、従業員の勤務の体制を定めているか。	指定基準第48条第1項		

基準の概要	根拠	適否	備考 (確認資料等)
<p>二 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次の各号に定める職員配置を行っているか。</p> <p>① 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。</p> <p>② 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。</p> <p>③ ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。</p> <p>※ ユニットごとの常勤のユニットリーダーについては、当面は、ユニットケアリーダー研修を受講した職員（以下「研修受講者」という。）を各施設に2名以上配置する（ただし、2ユニット以下の施設の場合には、1名でよいこととする。）ほか、研修受講者が配置されているユニット以外のユニットでは、ユニットにおけるケアに責任を持つ（研修受講者でなくても構わない。）職員を決めてもらうことで足りるものとする。</p> <p>この場合、研修受講者は、研修で得た知識等をリーダー研修を受講していないユニットの責任者に伝達するなど、当該施設におけるユニットケアの質の向上の中核となることが求められる。</p> <p>また、ユニットリーダーについて必要とされる研修受講者の数には、当面は、ユニットリーダー以外の研修受講者であって、研修を受講していないユニットリーダーに対して研修で得た知識等を伝達するとともに、ユニットケアに関して指導及び助言を行うことができる者を含めて差し支えない。</p>	<p>指定基準第40条第2項</p> <p>基準通知第5の10(2)</p>		
<p>三 当該ユニット型介護老人保健施設の従業者によって介護保健施設サービスを提供しているか。（入居者に対する介護保健施設サービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。）</p>	<p>指定基準第40条第3項</p>		
<p>四 従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しているか。</p> <p>その際、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させる</p>	<p>指定基準第40条第4項</p>		

<p>ための措置を講じているか。 ※令和6年3月31日までは努力義務</p>			
<p>五 適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>指定基準第40条第5項</p>		
<p>27 業務継続計画の策定等 一 感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。 ※業務継続計画の策定等は、令和6年3月31日までは努力義務</p>	<p>指定基準第26条の2</p>	<p>○</p>	
<p>二 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。</p>	<p>指定基準第26条の2</p>	<p>○</p>	
<p>三 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画変更を行っているか</p>	<p>指定基準第26条の2</p>	<p>○</p>	

基準の概要	根拠	適否	備考 (確認資料等)
28-1 定員の遵守 (ユニット型を除く) 入所定員及び療養室の定員を超えて入所させていないか。(ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。)	指定基準第27条	○	
29-2 定員の遵守 (ユニット型) ユニットごとの入居定員及び療養室の定員を超えて入居させていないか。(ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。)	指定基準第49条		
30 非常災害対策 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。	指定基準第28条	○	
非常災害等の発生の際にその事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築するよう努めているか。	基準条例別表第1 第14項第5号 基準条例別表第2 第9項	○	
31 衛生管理等 一 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行っているか。	指定基準第29条第1項	○	
二 感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じているか。 ① 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上、定期的を開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業員に周知徹底を図ること。	指定基準第29条第2項	○	

基準の概要	根拠	適否	備考 (確認資料等)
② 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 ③ 介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。 ④ 前三号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症及び食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。		○	
32 協力病院等 一 入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力病院を定めているか。	指定基準第30条第1項	○	
二 協力歯科医療機関を定めておくよう努めているか。	指定基準第30条第2項	○	
33 掲示 一 当該介護老人保健施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。	指定基準第31条	○	
二 前項に規定する事項を記載した書面を介護老人保健施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。	指定基準第31条	○	
34 秘密保持等 一 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしていないか。	指定基準第32条第1項	○	
二 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	指定基準第32条第2項	○	
三 居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得ているか。	指定基準第32条第3項	○	
35 居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止 一 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該介護老人保健施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	指定基準第33条第1項	○	

<p>二 居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該介護老人保健施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受していないか。</p>	<p>指定基準第33条第2項</p>	<p>○</p>	
<p>36 苦情処理 一 提供した介護老人保健施設サービスに関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>指定基準第34条第1項</p>	<p>○</p>	
<p>二 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p>	<p>指定基準第34条第2項</p>	<p>○</p>	
<p>三 提供した介護保健施設サービスに関し、法第23条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、入所者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p>	<p>指定基準第34条第3項</p>	<p>○</p>	
<p>四 市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しているか。</p>	<p>指定基準第34条第4項</p>	<p>○</p>	
<p>五 提供した介護保健施設サービスに関する入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p>	<p>指定基準第34条第5項</p>	<p>○</p>	
<p>六 介護老人保健施設は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。</p>	<p>指定基準第34条第6項</p>	<p>○</p>	
<p>37 地域との連携等 一 運営に当たって、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。</p>	<p>指定基準第35条第1項</p>	<p>○</p>	
<p>二 運営に当たっては、提供したサービスに関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。</p>	<p>指定基準第35条第2項</p>	<p>○</p>	

基準の概要	根拠	適否	備考 (確認資料等)
<p>38 事故発生の防止及び発生時の対応</p> <p>一 事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じているか。</p> <p>① 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。</p> <p>② 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。</p> <p>③ 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。</p> <p>④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p> <p>※担当者の配置は令和3年9月30日までは努力義務</p>	指定基準第36条第1項	○	
<p>二 入所者に対する介護保健施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</p>	指定基準第36条第2項		
<p>三 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。</p>	指定基準第36条第3項		
<p>四 入所者に対する介護保健施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p>	指定基準第36条第4項		
<p>39 虐待の防止</p> <p>虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じているか。</p> <p>① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>② 虐待の防止のための指針を整備すること。</p> <p>③ 介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</p> <p>④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p> <p>※虐待の防止に係る措置は令和6年3月31日までは努力義務</p>	指定基準第36条の2	○	
<p>40 会計の区分</p> <p>介護保健施設サービスの事業の会計をその他の事業の会計を区分しているか。</p>	指定基準第37条	○	

41 記録の整備 一 従業者、施設及び構造設備並びに会計に関する諸記録を整備しているか。	指定基準第30条第1項	○	
二 入所者に対する介護保健施設サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しているか。 ① 施設サービス計画 ② 居宅において日常生活を営むことができるかどうかについての検討の内容等の記録 ③ 提供した具体的なサービスの内容等の記録 ④ 身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ⑤ 市町村への通知に係る記録 ⑥ 苦情の内容等の記録 ⑦ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	指定基準第30条第2項	○	